



黒石市告示第 9/ 号

黒石市まちなかエリアリノベーションプラン策定等業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和3年5月31日

黒石市長 高樋 憲



第1 業務概要

- 1 業務名 黒石市まちなかエリアリノベーションプラン策定等業務委託
- 2 契約期間 契約締結の日の翌日から令和4年3月31日まで
※予算措置後、令和4年10月14日にまでに変更予定
- 3 業務内容
 - (1) 黒石市まちなかエリアリノベーションプラン策定
 - (2) (仮称) 市民サービス施設基本設計・実施設計
- 4 予算額 ￥88,111,000円(税込み)
- 5 選定方法 一定の条件を満たす者の中から、技術提案書により業務の履行に最も適した者を選定する。

第2 参加資格

- 1 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。
 - (1) 単体企業の場合
 - ア 県内に主たる事業所を有すること。
 - イ 参加表明書提出時点において、建設コンサルタント登録規程第2条による登録(「都市計画及び地方計画」部門に限る。)及び建築士法第23条第1項による「建築士事務所」の登録を受けていること。
 - ウ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
 - エ 令和2年度及び令和3年度黒石市一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - オ 税金の未納がないこと。
 - カ 本プロポーザルの実施に係る告示の日から契約締結の日までの期間において、黒石市建設業者指名停止要領第3条から第5条までの規定による指名停止を受け

ていないこと。

キ 同期間において、黒石市建設工事等暴力団排除措置要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、黒石市発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

コ 選考委員が所属する機関又はその機関と資本面又は人事面において関係がないこと。

サ 他の参加者の協力事務所及び共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 構成員は、上記ウからサまでに掲げる条件を全て満たしていること。

イ 構成員のうち1者は県内に主たる事業所を有すること。

ウ 計画を担当する構成員は、参加表明書提出時点において、建設コンサルタント登録規程第2条による登録（「都市計画及び地方計画」部門に限る。）を受けていること（協力事務所においても同じ。）。

エ 設計を担当する構成員は、建築士法第23条第1項による「建築士事務所」の登録を受けていること（協力事務所においても同じ。）。

オ 共同企業体の構成員は3者までとする。

カ 代表者の出資比率が最大で、かつ、その他の構成員の出資比率が次のとおりであること。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

キ 共同企業体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（最終改正平成21年12月24日）によるものであること。

2 各管理技術者及び各主任担当技術者は、平成23年4月1日以降に、次に掲げるいずれかの業務の実績があること。

同・類	担当分野	業務内容
同種業務	計画	都市計画マスタープラン、立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画、公共施設に係る総合的な計画の策定、都市・景観デザインに係る構想や整備に関する計画の策定 など

	総合・構造・電気・機械	平成 21 年 1 月 7 日国土交通省告示第 15 号別添二第 4 号又は平成 31 年 1 月 21 日国土交通省告示第 98 号別添二第 4 号に分類される建築物（以下「事務所等」という。）と告示第 15 号別添二第 12 号又は告示第 98 号別添二第 12 号に分類される建築物（以下「交流施設等」という。）からなる延べ床面積 1,500 m ² 以上の複合施設の設計
類似業務	計画	景観計画、地域公共交通網形成計画、地域公共交通計画、その他まちづくりに関する計画の策定 など
	総合・構造・電気・機械	事務所等でその延べ床面積が 1,000 m ² 以上の建築物の設計、かつ、交流施設等でその延べ床面積が 1,000 m ² 以上の建築物の設計

- 3 本業務委託の実施に必要な資格等については、次のとおりとする。
- (1) 計画管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門「都市及び地方計画」とする。本プロポーザルの資料において同じ。）とし、参加表明書提出時点において技術士法第 32 条第 1 項による登録を行なっていること。
 - (2) 設計管理技術者は、一級建築士とし、参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項第 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
 - (3) 計画管理技術者又は設計管理技術者（以下「管理技術者」という。）のどちらかが本業務委託を統括すること（本業務委託において「統括管理技術者」という。）。
 - (4) 主任担当技術者（計画）は、技術士又は RCCM とする。
 - (5) 主任担当技術者（総合・構造・電気・機械）は、特記仕様書による。
 - (6) 統括管理技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
 - (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、それぞれ 1 名とする。
 - (8) 各管理技術者は、各主任担当技術者を兼務していないこと。
 - (9) 各主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務することができる。
- 4 各管理技術者及び各主任担当技術者の手持ち業務量について、原則として契約額の合計が 1 億円未満かつ契約額が 3,000 万円以上の業務の合計が 3 件未満（本業務を含まず、特定後、未契約の業務を含む。）であること。
- 5 分担業務分野を再委託する場合は、次に掲げる事項を満たすこと。
- (1) 計画及び総合分野は再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の業務については認める。
 - (2) 構造分野の再委託先（以下「協力事務所」という。）には、構造設計一級建築士又は一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者に当該資格を有する者が所属

している場合は、この限りではない。

- (3) 電気及び機械分野の協力事務所には、設備設計一級建築士又は一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者に当該資格を有する者が所属している場合は、この限りではない。
- 6 再委託する場合は、当該協力事務所が第2の1(1)ウからサまで及び(2)ウ又はエの条件を満たしていること。
- 7 分担業務分野を追加する場合は、当該分野の主任担当技術者は当該分野における業務の実績を有していること。
- 8 分担業務分野を必要以上に細分化しないこと。
- 9 分担業務分野は次のとおりとする。

分担業務分野	業務内容
計 画	黒石市まちなかエリアリノベーションプランの策定
総 合	平成31年1月21日国土交通省告示第98号別添一において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

第3 資料の配布

本プロポーザルに係る資料は、市ホームページに掲載する。

- ページタイトル：黒石市まちなかエリアリノベーションプラン策定等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

第4 プロポーザルに係る手続等

1 担当課

- (1) 部署名：黒石市総務部総務課管財係
- (2) 所在地：〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1
- (3) 電話番号：0172-52-2111
- (4) FAX番号：0172-52-6191
- (5) メールアドレス：kuro-kanzai@city.kuroishi.aomori.jp 又は kuro-kanzai@city.kurouushi.lg.jp

2 質問について

- (1) 受付期間：本プロポーザルの告示日から令和3年6月7日(月)必着
- (2) 提出部数：1部

(3) 回答方法：

- ア 参加表明に係る回答：令和3年6月11日（金）午前11時に市ホームページへ掲載
- イ 技術提案に係る回答：技術提案書提出要請時に対象者へメールにより回答

3 参加表明書について

- (1) 提出期限：令和3年6月18日（金）午後5時必着
- (2) 提出部数：1部

4 技術提案書について

- (1) 提出期限：令和3年8月6日（金）午後5時必着
- (2) 提出部数：15部

5 審査について

(1) 選考委員会

No.	役職	しめい 氏名	所属
1	委員長	きたはら けいじ 北原 啓司	弘前大学大学院地域社会研究科 研究科長
2	委員	どい よしひろ 土井 良浩	弘前大学大学院地域社会研究科 准教授
3	委員	むらかみ さきこ 村上 早紀子	福島大学経済経営学類 准教授
4	委員	くどう まきこ 工藤 真紀子	黒石市母親クラブ連絡協議会 会長
5	委員	ありま きよふみ 有馬 喜代史	黒石市 副市長
6	委員	まつち とおる 真土 亨	黒石市商工観光部 部長
7	委員	なるみ しんいち 鳴海 真一	黒石市建設部 部長
8	委員	ひぐち ひてひと 樋口 秀仁	黒石市建設部都市建築課 課長

(2) 審査方法

ア 一次審査

(ア) 日 時：令和3年8月11日（水）時間未定

(イ) 選定方法：選考委員会において、提出された技術提案書を審査し、最大5者程度選定する。

イ 二次審査

(ア) 日 時：令和3年8月22日（日）

(イ) 特定方法：一次審査で選定された者が、選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考委員の協議及び投票により最優秀者及び優秀者を特定する。この場合、最優秀者が契約相手候補者となる。